

各種割引や免除、税金の控除など

障害者手帳をお持ちの人は、公共施設の利用料や各種料金の割引・免除、税金の控除などさまざまな優遇措置を受けることができます。※手帳の種類、障害の程度により異なります。

利用料等の割引・免除

保育料の減免

問合せ先：大村市こどもセンター

障がいのある人がいる世帯で、市民税所得割税額が一定額未満の場合、保育料の減額や免除があります。

◇ 問合せ先 大村市こどもセンター 電話 54-9100 FAX 54-9174

屋内プールの利用料割引

問合せ先：屋内プール

障害者手帳をお持ちの人は屋内プールの利用料が割引となります。施設を利用する時に、お持ちの障害者手帳を提示してください。

◇ 問合せ先

屋内プール 電話 52-2322(7・8月:10時～21時、9～6月:12時～21時)

シーハットトレーニングルームの利用料免除

問合せ先：シーハットおおむら

障害者手帳をお持ちで、各トレーニング機器を安全に使える人は、「シーハットおおむら」のトレーニングルーム利用料が免除されます。ただし、事前に登録講習会を受ける必要があります。

◇ 問合せ先 シーハットおおむら 電話 20-7200(9時～22時) FAX 20-7203

NHK放送受信料の免除

問合せ先：障がい福祉課、福祉総務課

障がいのある人がいる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。全額免除または半額免除があります。

◇ 対象者

全額免除	障害者手帳をお持ちの人が属する世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人（ただし視覚・聴覚障がい者の人は1～6級の方）・療育手帳A1またはA2をお持ちの人・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者の場合

◇ 申請に必要なもの

- 各種障害者手帳
- 印鑑（シャチハタ不可）
- 1月1日現在の住居地が市外の場合は、課税証明書の提出を求める場合があります。

◇ 申請窓口

障がい福祉課（大村市本町458番地2プラットおおむら2階）電話 20-7306 FAX 47-5419

福祉総務課（大村市玖島1丁目25番地）電話 53-4111 FAX 52-6930

携帯電話料金の障害者割引

問合せ先：お近くの各社事業所

障害者手帳をお持ちの人に携帯電話の基本料金および通信料などの割引があります。各携帯電話会社によって割引の内容が異なります。詳細は各社にお問い合わせください。

◇ 問合せ先 お近くの各社事業所